

型取引の適正化推進協議会報告書

令和元年 1 2 月

経済産業省

中小企業庁

1. 型取引の適正化推進協議会報告書のポイント

(1) 課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

(2) 考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、**取引を3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。**

【類型】

- A : 型についても**取引(請負等)を行う場合**
- B : 取引の対象は部品であるものの、型についても**部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合**
- C : 上記以外の場合

(3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には 更なる前倒し	発注側が、 廃棄の取り決めを定め 、取り決めに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が所有する型を保管させるため)	型の廃棄・返却の目安 <ul style="list-style-type: none"> • 量産期から補給期への移行の明確化 • 廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡 	<ul style="list-style-type: none"> • 秘密保持契約を含めた取決めの書面化(意図せざる図面やデータの流出防止) • 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には 一括払い、支払時期の前倒し	協議して、 廃棄の取り決めを定め 、取り決めに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が保管等の指示を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> • 廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化 -自動車 : 量産終了後15年 -産業機械 : 量産終了後10-15年 -電機・電子 : 最終生産後3年 	
C	受注側	-	受注側が独自に判断	受注側負担 (受注側が独自に保管を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> • 型保管費用項目の目安 • 土地建物費等項目を明確化 	

論点① 各項目に係る取引条件の**明確化**と**書面化**の徹底

2. 今後の取組

- 「型取引の適正化推進協議会報告書」において、型取引の規範となる基本的な考え方や契約書のひな型を提言。
- 本提言を産業界や事業者に着実に浸透させるため、新たな取引ルールの遵守徹底や産業界への働きかけ強化に向けた取り組みを実施。

(1) 適正な型取引の規範化

- 産官学で型取引ルールや契約のひな型をとりまとめ提言。
- ひな型等の規範化のため、経産省より関係省庁等へ通知。
- 本提言内容を下請振興基準・ガイドラインへ反映。
- 「自主行動計画」の改正や産業界への指導・助言に繋げる。

(2) 新たな取引ルールの遵守徹底

- 「型取引の適正化推進協議会」を常設化。産業界での取組の実施・浸透状況を継続的に把握し、好事例の抽出等、徹底したフォローアップを実施。
- 個別取引に対しては、下請Gメンによる監視を強化。
- 問題のある事案については、下請振興法に基づく指導・助言により、新たな取引ルールの遵守を徹底。

※ヒアリング結果や問題事案が判明した場合、上記協議会にて速やかに対策等を検討し、国からの指導や産業界による改善の取組を徹底。

(3) 産業界への働きかけ強化（周知徹底）

- これまで、経産省製造産業局長や中小企業庁次長等が、業界の会合等の場を活用し、各産業界役員や企業トップに対して型管理の適正化の働きかけを実施。

これまでの説明者

製造産業局長
中小企業庁次長
製造局審議官
製造産業局産業機械課長
製造局素形材産業室長
製造局自動車課長 等

実施した対象団体

(自動車)日本自動車工業会、日本自動車部品工業会
(素形材)日本金属プレス工業協会、日本ダイカスト協会、
日本鍛造協会、日本鋳造協会、日本鋳鍛鋼会、
日本粉末冶金工業会
(機械製造)日本産業機械工業会、日本工作機械工業会
(電気・情報通信機器)日本電機工業会 等

- 今後は、新たな取引ルールの遵守徹底のため、政務や地方経済産業局幹部等も加え、地方の中堅企業や業界団体も含め、日本各地の企業経営者から担当者に至る様々な層への周知を徹底する。